

さ情審査答申第189号  
令和2年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和2年1月30日付けで貴職から受けた、「都市計画道路「田島大牧線3・3・16」の拡幅工事に伴う今後の工事内容（工程・工期の詳細）を計画で決まっている全てを開示請求します。（南区太田窪2丁目特定街区付近）南区太田窪二丁目（さいたま市所有の土地（以下「土地A」という。）」の今後の利用方法も合わせて開示請求します。別紙地図参照。」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和元年10月4日付け建南道建第2957号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示しない部分についての文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 土地Aの今後の利用方法の不開示について、開示しない理由が「示す文書を作成していないため。」とあるが、利用方法がある旨を実施機関より口頭にて聞いている。
- (2) 審査請求人は「土地A」の隣接地である「土地B」の土地を所有しており、また、「土地C」「土地D」「土地E」も同様に所有している。審査請求

人所有の土地を含め、現在、土地Aより南東部分の土地5筆は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）による道路に接道しておらず、再建築が不可能な立地となっている。

- (3) なお、現在建ち並んでいる建物は建築確認を取得していない。現況の通路部分（土地2筆付近）は幅員が約2m40cmしかなく、火災発生時等の緊急車両等の出入りも容易ではない状況である。

については、審査請求人は所有の土地を含め、建築行為における救済措置として、土地Aを払下げにて購入し、法第42条第1項第5号による位置指定道路を新設できないかと思っている。

- (4) 実施機関の口頭による利用方法の見解は、都市計画道路「田島大牧線3・3・16」の拡幅工事に伴う駐車スペース及び資材置き場での利用という回答であったが、近接地にさいたま市所有の「土地F」地積1154.79㎡の拡幅工事用駐車スペース及び資材置き場が同様に存在しており、土地A地積56.23㎡を拡幅工事完了までの期間を利用するというのも一般的には考えにくいと思っている。

事業施工期間も当初の平成27年度完了を平成32年度に施工期間を延長しており、（事業計画変更認可申請書平成28年3月1日建土道計第1868号参照）実施機関担当者より令和2年には再度計画変更を予定しているとのことであった。

都市計画道路の施工は用地買収の難航等により長期計画になることは重々承知している。だからこそ具体的にどのように利用を考えているのか。また、工事完了まで利用するという趣旨や、今後起こりうるさいたま市及び土地Aより南東側地権者のデメリット等を考慮検討したうえでの決定なのかがわかる正確な情報を求める。

- (5) 以上のように、「今後の利用方法を示す文書を作成していないため。」という開示しない理由について納得のいくものではなかった為、審査請求をする。

- (6) 弁明書5（1）「都市計画道路の整備は、都市計画法に基づき、…通例的には当該土地と同様に…」とあるが、これは都市計画法（昭和43年法律第100号）第3条第3項における『国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない』という条文を反映した上での意味とはとれない。

- (7) 弁明書5（2）「当該土地は、平成24年度に都市計画道路事業田島大牧線（太田窪工区）の事業用地として買収した際、所有者から事業用地以外の当該土地についても市に取得するよう請求され、市が取得したものである」とあるが、この説明は受けていない。そもそも用地買収について

の担当課は用地課であり、道路建設課との協議で出る内容ではなく、それ以前に審査請求人担当者が用地課に情報収集を行った際は、『過去の事でどういった経緯があったかは分からない』という説明を用地課窓口にて受けている。

- (8) 弁明書5(3)「駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面」とあるが、提供する旨の説明を受けた際には当該土地に対しての駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面とは到底いえない説明だった為、情報提供は不要とした。そもそも当該土地の今後の利用方法を示す納得のいく図面があれば情報提供は受けている。

また、「当該土地の隣接地に、同様の事業用地以外の土地…一体とした土地利用を検討しているなどの理由により、」とあるが、この内容についての回答がないことに納得していない。

- (9) 当該土地にどのような利用方法があるかを当初から聞いているが、明確な回答がもらえないことと、すぐ隣に広大な敷地の資材置場的なスペースがさいたま市で確保されているのを踏まえると、そこ以外に当該土地を利用する可能性があるのであれば具体的な理由を聞かせてほしい。
- (10) 図面を見せてもらったが、敷地の間口が何メートル、奥行きは何メートルというのは既に把握している情報なので、期間は別として、車を置くスペース、資材はこういうものをこういう幅で置くということが分かるような詳細な図面ではなく、こちらが求めている内容のものではなかったので不要とした。
- (11) 基本的には、供用開始しないと売払いの手続きをさいたま市はしないとの説明を受けたので、それならば供用開始されるまでの間、どのように利用されるかを尋ねたい。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分の内容と理由

- (1) 審査請求人が行政情報開示請求書で請求した行政情報のうち、「今後の工事内容（工程・工期の詳細）を計画で決まっている全て」は、事業計画変更認可申請書及び事業施行期間変更理由書において、事業の工程、工期等が示されており、全部を開示している。一方、土地Aの「今後の利用方法」については、当該土地は事業用地以外の土地であり、開示請求日時点において今後の利用方法を示す文書は作成及び取得していない。したがって、不開示とし、本件処分を行政情報一部開示決定としたものである。

- (2) 都市計画道路の整備は、都市計画法に基づき、都道府県知事等の事業認可を得て、事業用地の買収、工事、完成に至るまで実施するものであり、事業用地以外の土地については、通例的には当該土地と同様に工事資材置場や駐車場等として使用し、供用開始後に売払いをしているが、それを明確に示す文書等は存在しない。
- (3) 当該土地は、平成24年度に都市計画道路事業田島大牧線（太田窪工区）の事業用地として用地を買収した際、所有者から事業用地以外の当該土地についても市に取得するよう請求され、市が取得したものである。当該土地は、工事の施工中、工事資材置場や駐車場として使用し、現在予定している令和6年度末の供用開始後に行政財産の用途廃止を行い、通例通りに普通財産として、一般競争入札又は土地の隣接者へ随意契約により売払うことを検討しているが、現段階では、それを明確に示す文書等は存在しない。そのことについても審査請求人へ説明している。
- (4) 今後の利用方法については、開示請求日以前から、当課窓口において審査請求者に対し、口頭で説明している。更に開示日には、必要であれば情報提供として、駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面やその時期を示す工程表などを提供する旨も説明しているが、当該土地の隣接地に、同様の事業用地以外の土地F地積1154.79㎡があることや審査請求人が自ら取得した土地と当該土地を含め一体とした土地利用を検討しているなどの理由により、今後の利用方法を示す文書がない事に納得せず、情報提供は不要との事であった。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報について

審査請求人は、実施機関が平成24年度に都市計画道路事業田島大牧線（太田窪工区）の事業用地として用地を買収した際、所有者から事業用地以外の当該土地についても市に取得するよう請求され、取得することとなった事業用地以外の土地Aについて、払下げにて購入を希望するため、今後の利用方法を示す文書を求めて本件開示請求を行った。

一方、実施機関は事業用地以外の土地については、通例的には当該土地と同様に工事資材置場や駐車場等として使用し、供用開始後に売払いをしているが、今回の審査請求にかかる当該土地の売払いを含む文書を作成していないため、審査請求人の行政情報開示請求にかかる当該部分について不開示決定をしたものである。

審査請求では、実施機関が当該土地について具体的にどのように利用を考えているか、また、工事完了まで利用するという趣旨や、今後起こりうる

市及び当該土地より南東側地権者のデメリット等を考慮検討した上での決定なのかがわかる正確な情報を求めている。

## 2 本件処分の当否について

実施機関は、審査請求に対し、当該土地は工事の施工中、工事資材置場や駐車場として使用し、現在予定している令和6年度末の供用開始後に行政財産の用途廃止を行い、通例通りに普通財産として、一般競争入札又は土地の隣接者へ随意契約により売払うことを検討しているが、現段階では、それを明確に示す文書等は存在しない。また、事業用地以外の土地の利用方法についての詳細な図面は利用の申請があって作成されるものである。開示日に実施機関が駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面やその時期を示す工程表などの情報を提供しようとしたものは、当該土地について工事業業者から実際に利用申請があれば、このようなものになるであろうことを示したものであると説明する。

これに対し、審査請求人は駐車場及び工事資材の配置状況を詳細に示す図面とは到底いえない説明だった為、情報提供は不要とした。また、審査請求人は口頭意見陳述において実施機関が売払いまでの計画がないということは不合理ではないか、売払いまでの計画の文書は作成しているはず、文書がないことに納得できないと主張する。

しかし、「通例的」には事業用地以外の土地については供用開始後に売払いをしているが現段階では当該土地についてそれを明確に示す文書等は存在しない、との実施機関の主張は不合理かつ不自然ではなく、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。したがって、実施機関が文書不存在により不開示の判断をしたことは妥当である。

審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、本審査会の判断に影響を及ぼすものでないから言及しない。

## 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和2年	1月	30日	諮問の受理（諮問第544号）
②	同 年	2月	20日	審議
③	同 年	3月	19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年	6月	18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年	7月	16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)